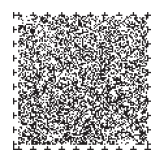


ばん
わかりやすい版

だい じ はま まつ し
第3次浜松市
しょう しゃ けい かく
障がい者計画

へいせい ねん がつ
平成30年3月

はま まつ し
浜松市



1 ページ	はじめに
3 ページ	取り組み 1 市民の理解を深める取り組みをします。～理解促進～
4 ページ	取り組み 2 安心して地域で暮らすことができるように支援します。～生活支援～
7 ページ	取り組み 3 健康に暮らすことができるように支援します。～保健・医療～
7 ページ	取り組み 4 だれもが生活しやすい環境づくりをします。～生活環境～
9 ページ	取り組み 5 子育てや教育を支援します。～療育・教育～

はじめに

けいかく 計画のあらまし

この計画は、**障害者基本法**※1に基づき、浜松市の障がいのある人の自立と社会参加を支援するための取り組みをまとめたものです。この計画の期間は、平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までの6年間です。

また、この計画には、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(**障害者総合支援法**※2)と**児童福祉法**※3に基づき、障害福祉サービスなどの必要な量の見込みと、その量を確保するための方法をまとめた障がい福祉実施計画と障がい児福祉実施計画も含まれています。この2つの計画の期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間です。

この計画の基になる**障害者基本法**は、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいがあってもなくても、一人ひとりを大切にする社会(**共生社会**※4)を目指しています。

障がいのある人とは、心身の障がいや**社会的障壁(社会のかべ)**※5によって、生活しづらい状態が続いている人といえます。

※4 共生社会

障がいのある人が、積極的に参加、貢献できる社会です。だれでもお互いに人格と個性を尊重し合い、様々な人々の在り方を認め合う全員参加型の社会です。

※5 社会的障壁(社会のかべ)とは例えば次のようなものです。

- ことばや物：例えば、聞こえない人にとっての手話通訳のない会議や車いすを使っている人にとっての道路の段差
- 制 度：例えば、納得していないのに入院させられる
- 習 慣：例えば、障がいのある人が子ども扱いされること
- 考 え 方：例えば、障がいのある人は施設で暮らしたほうが幸せだという考え方

※1 障害者基本法

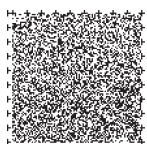
障がいのある人に関係する一番大切な法律です。障がいのある人の法律や制度について基本的な考え方を示しています。

※2 障害者総合支援法

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした法律です。

※3 児童福祉法

子どもの福祉を保障するためにあらゆる子どもが持つべき権利や支援が定められている法律です。

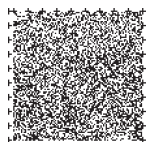


11 ページ	と くり ぐみ 6 はたら 働くことを支援します。～雇用・就労～
12 ページ	と くり ぐみ 7 じょうほう 情報がうまく伝わるように支援します。～情報・コミュニケーション～
12 ページ	と くり ぐみ 8 スポーツや文化活動などを支援します。～社会参加～
13 ページ	だい 5 期 しょうがい 福祉実施計画 だい 1 期 しょうがい 児福祉実施計画
18 ページ	しょうがいの種類と浜松市の状況
19 ページ	けいかく 計画の実現に向けて

はままつし かんが かなた 浜松市の考え方

しょうがいのある人一人ひとりが社会の一員として、ささ あ 支援合いによって、す な 住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを目標として、しょうがい しょうがいがあってもなくても、一人ひとりを大切にす “希望を持って安心して暮らすことができるまち” を目指します。

“ささ あ 支援合いによって、す な 住み慣れた地域で希望を持って
あんしん 安心して暮らすことができるまち”



しょう 障がいがあってもなくても、ひとりひとりを大切に社会をつくるために、市民の
りかい ふか 理解を深めることに取り組みます。

① しょう たい りかいそくしん 障がいに対する理解促進

- しょうがいしゃしゅうかん 障害者週間キャンペーンや出前講座などにより障がいに対する理解を広めます。
- じんけん 人権についての講演会や人権啓発絵本などにより人権の大切さを広めます。
- がっこう 学校で福祉体験学習に取り組みます。障がいのあるなしにかかわらず、子どもたちが活動をとともにするようにします。

ヘルプマーク



ヘルプマークとはぎそく じんこうかんせつ しょう 義足や人工関節を使用している人、ないぶしょう 内部障がいやなんびょう 難病の人、また
にんしんしよき 妊娠初期の人など、がいけん わ えんじょ はいりょ ひつよう 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、
しゅうい 周囲の人にはいりょ ひつよう 配慮を必要としていることを知らせることで、えんじょ え 援助を得やすくなるよう、
さくせい 作成されたマークです。

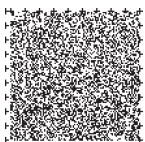
② じんざいいくせい かつどうしえん 人材育成と活動支援

- ボランティア活動を広めます。ボランティア団体の活動を支援します。
- しょう 障がいのある人やその家族がお互いを支え合う活動（ピアサポート）を支援します。お互いを支え合い、そうだん 相談
におう 応じることができるようにけんしゅう 研修をします。
- ちいき 地域で福祉活動をしている人と協力します。
- しょう 障がいのある人を支援するためにし 市や施設の職員（しせつ しょくいん）のけんしゅう 研修をします。

スマイルフェスタ



おやこたいけんしゅわこうざ 親子体験手話講座



暮らし方を自分で選んで決めることを大切に、差別や虐待などから権利を守り、
地域で暮らすために必要な支援をします。

ココに
じゅうてん
重点！

① 差別の解消・権利擁護の推進

はいけい
背景

自分で判断することが難しい人の権利が守られ、安心して暮らすための支援が必要です。

- 障がいを理由とした差別や虐待をなくすため、障がいのある人のことを知ってもらい取り組みをします。
- 自分で判断することが難しい人の財産や権利を守る**成年後見制度**※6などを利用しやすくします。
- 差別や虐待をなくし、障がいのある人を手助けしたり、ものごとを解決したりするために、関係する機関が集まる仕組みをととのえます。

※6 成年後見制度

自分で判断することが難しい人の財産や権利を守るための制度です。本人のための法律行為や本人による法律行為を助ける人を選んでサポートします。

ココに
じゅうてん
重点！

② 相談支援体制の充実

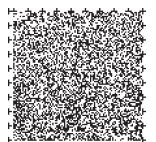
はいけい
背景

地域で暮らすためには、いつでも気軽に相談でき、一人ひとりにあった支援を受けられることが大切です。

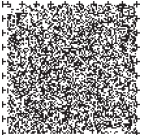
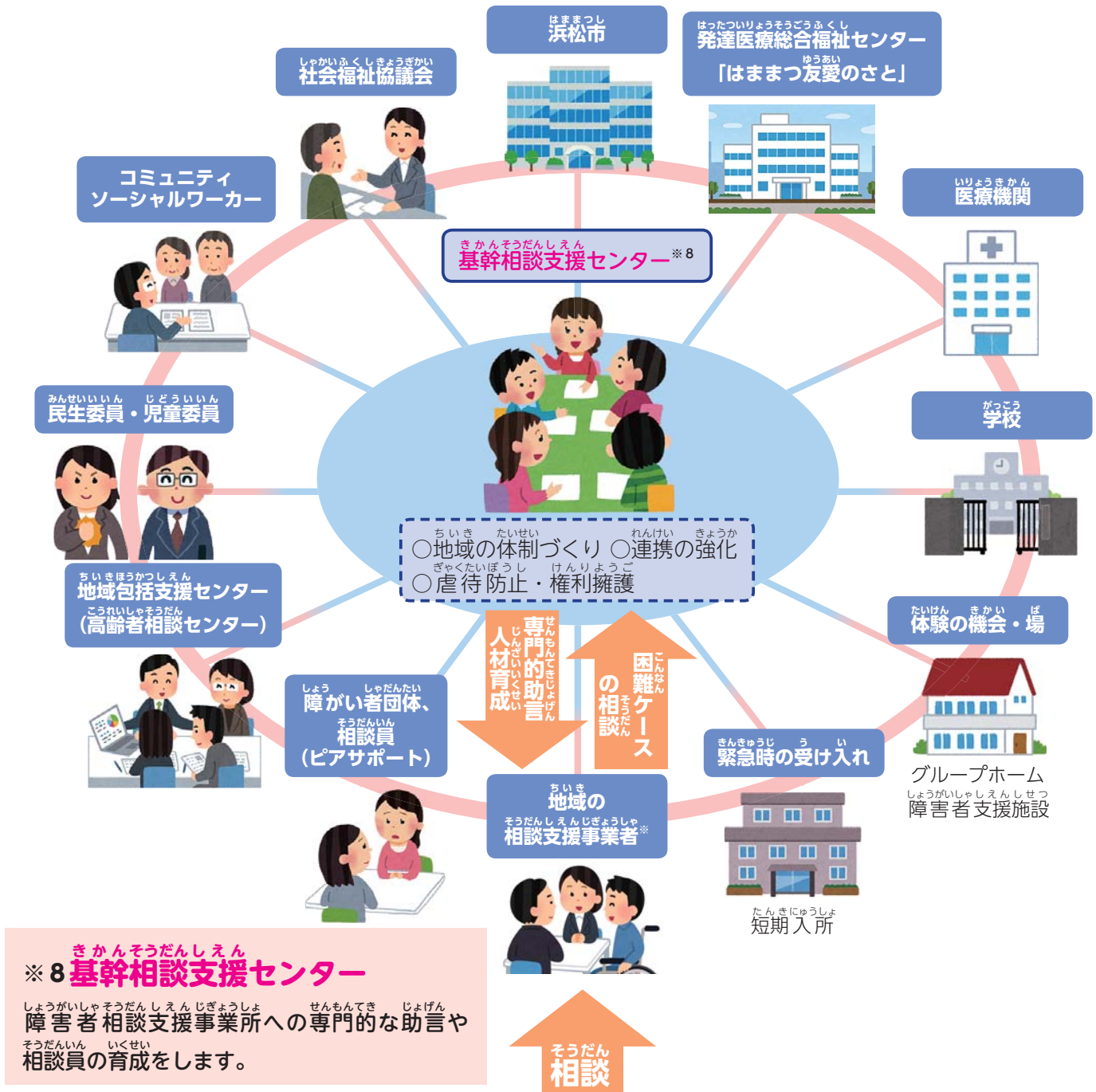
- 相談しやすい窓口をつくります。関係する機関が協力して課題を解決できるようにします。
- 基幹相談支援センターを設置し、**障害者相談支援事業所**※7をもっと利用しやすくします。
- 一人ひとりにあった支援を組み合わせ、その人らしい生活を支援します。
- 就学・就労などの場面にあった相談、難病・発達障がいなどの専門的な相談に応じます。
- 障がいのある人やその家族と同じ目線に立った相談に応じます。
- 障がいのある人を地域で見守ることができる仕組みをつくっていきます。

※7 障害者相談支援事業所

福祉サービスの情報提供や、生活に関する様々な相談に応じることで、地域で暮らしている障がいのある人やその家族をサポートします。



「**基幹相談支援センター**のイメージ」



ちいき そうだんしえんじぎょうしょ しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ とくていそうだんしえんじぎょうしょおよ いったんそうだんしえんじぎょうしょ
※地域の相談支援事業者： 障害者相談支援事業所、 特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所

ココに
じゅうてん
重点!

ちいきせいかつ いこう そくしん ③ 地域生活への移行の促進

はいけい 背景

どこでだれと暮らすかを
自分で選び、実現するた
めの支援が必要です。

- 地域で暮らすことを希望する人に、入所施設や精神科病院、障害者相談支援事業所と市が協力して支援します。
- 一人ひとりにあった退所・退院に向けた支援をします。退所・退院後は地域で暮らしていただけるように見守り、支援を続けます。

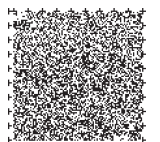
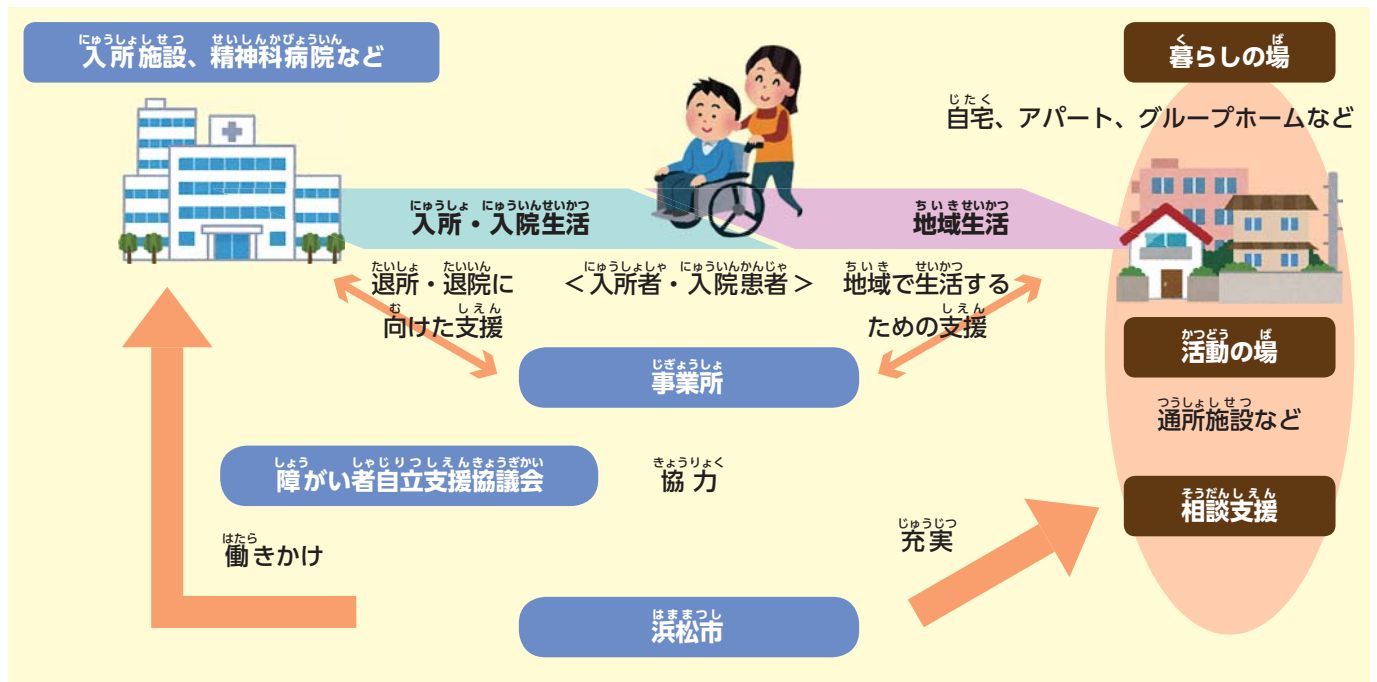
ちいきせいかつしえん じゅうじつ ④ 地域生活支援の充実

- 親なき後の生活を見据え、地域で支えるサービスの提供体制をつくりまします。
- 一人ひとりの障がいの状況や生活の場面にあった支援をします。

けいざいてき しえん ⑤ 経済的な支援

- 自立した生活に必要な年金や手当などを給付します。
- 助成制度などにより経済的な負担を軽くします。

ちいきせいかつ いこう む 「地域生活への移行に向けたイメージ」



障がいに関する正しい知識を広め、障がいを早期に発見し、健康に暮らすことができるように支援します。

① 保健・医療、リハビリテーションの充実

- 障がいを早期に見つけ、適切な支援が受けられるようにします。
- 重い障がいのある人や**医療的ケアが必要な人***9が適切な支援を受けられるよう、関係する機関が連携する仕組みをつくります。
- 適切な医療が受けられるように医療費の助成などをします。

② 精神保健福祉の推進

- 精神障がいのある人への支援を充実します。
- 急に医療が必要となった精神障がいのある人を支援する体制をつくります。
- **こころの健康***10が保てるように支援します。

※9 医療的ケアが必要な人

人工呼吸器を装着している障がいのある人、その他日常生活を送るために医療が必要な状態にある人。

※10 こころの健康

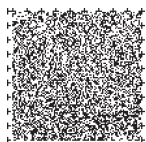
生涯を通じて日本人の5人に1人がこころの病気にかかるともいわれています。こころの病気は、だれでもかかる可能性のある病気です。また、本人が苦しんでいても、周囲からはわかりにくいという特徴があります。気づかないうちに無理をさせたり、傷つけたり、症状を悪化させてしまうかもしれません。こころの病気を正しく理解することが大切です。
(厚生労働省：ホームページより)

たくさんの方が使う建物や場所、乗り物のユニバーサルデザインを進めて利用しやすくします。安心して暮らすことができるように防災対策を進めます。

① 福祉のまちづくりの推進

- たくさんの方が利用する建物や道路の**ユニバーサルデザイン***11を進めます。
- 電車やタクシーなどの乗り物を利用しやすくします。

ユニバーサル UD ブロック



※11 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍などの一人ひとりが持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていきこうとする考え方です。

はままつし
浜松市ユニバーサルデザインの
シンボルマーク



ユニバーサル デザインタクシー



ココに
じゅうてん
重点!

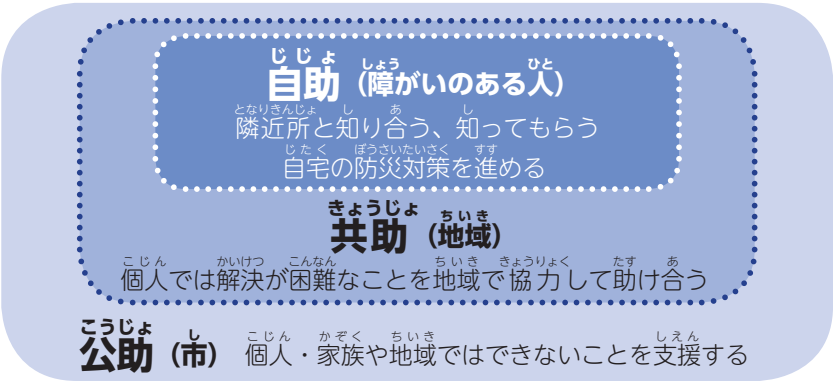
ぼうさいたいさく すいしん
② 防災対策の推進

はいけい
背景

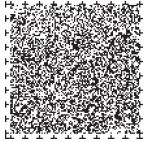
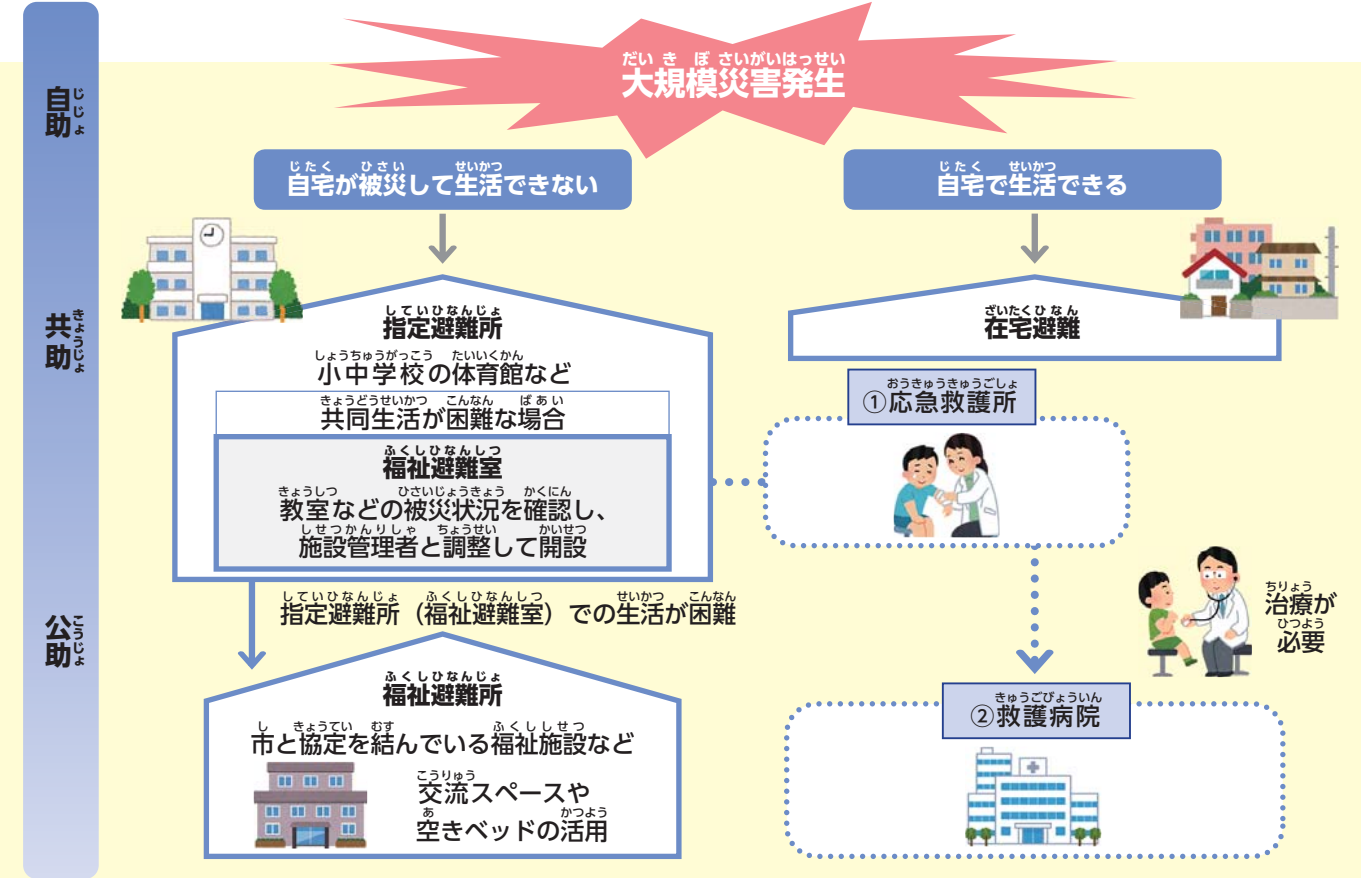
しょうがいのある人は、自力で
の避難が難しく、避難所では
しょうがいの状況にあった配慮
が必要な場合があります。
日頃からの地域とのつながり
がとても大切です。

- 災害があったときのために普段から備えておくことの大切さを広めます。
- 市民・地域・市が協力して災害に強い地域づくりをします。
- 障がいのある人に配慮した避難所の運営ができるようにします。

じじよ きょうじよ こうじよ ぼうさいたいさく
「自助・共助・公助による防災対策のイメージ」



ひなんこうどうようしえんしゃ ひなん
「避難行動要支援者の避難イメージ」



こどもの持っている力を伸ばしていけるよう、家庭を含めて支援

はいけい
背景

発達に課題のある子どもを育てる家庭の多くは将来の不安を抱えています。子どもの成長とともに関係する機関が変わるため、支援がうまくつながらないことがあります。

- 専門的な支援機関が子どもにかかわる機関をサポートします。
- 保育所や幼稚園、小・中学校、特別支援学校と教育委員会、市の関係する課が協力して、支援がうまくつながるようにします。
- **浜松市子育てサポートはますくファイル**※12、**サポートかけしシート**※13などを使って、保護者を含めた関係する機関が子どもの成長にかかわる情報を共有して、切れ目のない支援をします。

ココに
じゅうてん
重点!

※12 はままつしこそだ
浜松市子育てサポートはますくファイル



保護者と保健、医療、福祉、教育などの関係する機関が子どもの成長にかかわる情報を共有して、子育て家庭をサポートします。ウェブサイト「はますく Q & A」でも、悩みや子育ての不安についてアドバイスをしています。

キューアール
【QRコード】



しゅうがくまえ
就学前



ようちえん
幼稚園

ほいくしょ
保育所

りょういくしせつ
療育施設

たんじょう
誕生

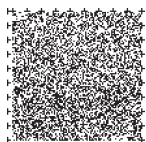


① 早期発見・早期療育の推進

- 子どもの発達の課題を早く見つけて、早く支援につなげます。
- 発達に課題のある子どもを身近なところで支援します。
- 発達に課題のある子どもの持っている力を伸ばしていけるよう、保育所や幼稚園を支援します。

ほけんきかん
保健機関

いりょうきかん
医療機関



します。生まれたときから学校を卒業するまで、切れ目のない支援をします。

※ 13 サポートかけはしシート

じどうはつたつしえんじぎょうしょ しょうがっこう しんぎゅう
児童発達支援事業所と小学校において、進級
しんがく さい こ せいちよう じょうほう
や進学の際に、子どもの成長にかかわる情報を
きょうゆう いっかん しえん
共有して、一貫した支援をします。

しゅうがくちゅう 就学中

こうこう
高校

しょう ちゅうがっこう
小・中学校
とくべつしえんがっこう
特別支援学校

ほうかごしえんしせつ
放課後支援施設



そつぎょうご 卒業後

きぎょう
企業など

サービス事業所

だいがく
大学など



④ 卒業後の自立に向けた支援

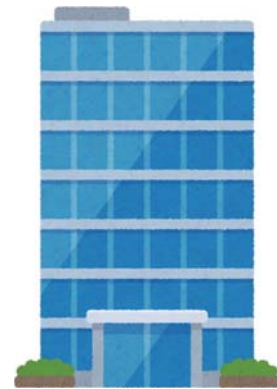
- 学校を卒業した後の進路を自分で選んで決めるための支援と相談ができるようになります。
- 学校を卒業した後に、地域で暮らし、働いたり活動したりできるように福祉サービスを増やします。

② 発達支援教育の推進

- 一人ひとりにあった教育が受けられるようにします。
- 学校の先生が障がいのある子どもや親を支援できるように研修をします。

③ 放課後などの支援の充実

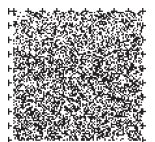
- 放課後や夏休みなどに療育支援をします。



せんもんてき しえんきかん 専門的な支援機関によるサポート

はつたつそうだんしえん
発達相談支援センター「ルピロ」

しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ
障害者相談支援事業所 など



ひとり も はたら ちから い い はたら も く
一人ひとりが持っている働く力を活かし、生きがいと働きがいを持って暮らせるよ
うに支援します。

① 就労支援と雇用促進

- 働く力を身につけるための支援や相談ができるようにします。
- 障がいのある人が働くことの理解を広めて、会社などが障がいのある人を雇うようにします。

ユニバーサル農業



② 福祉就労に対する支援

- 福祉施設で働く障がいのある人の工賃を増やすために、つくっているものやできることをたくさんの人に知ってもらい、仕事を増やします。

チャレンジドショップわ



働きやすい環境の例

つぎ いちれい
次のことばは一例です。
ひとり じょうきょう
一人ひとりの状況にあわせていくことが大切です。

● 身体障がいのある人へ

しかくしょう あんしん ある
視覚障がい：安心して歩けるように、ものが
おいてある場所を伝えます。通路にものを置
かないようにします。

ちょうかくしょう しゅわ ひつだん じょうほう
聴覚障がい：手話、筆談、メールなどで情報
を伝えます。

したいふじゆう じょうきょう て
肢体不自由：状況にあわせてスロープや手す
り、トイレの整備などをします。

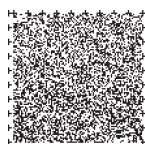
ないぶしょう じょうきょう きんむじかん
内部障がい：状況にあわせて勤務時間などを
決めます。

● 知的障がいのある人へ

しごと わ かんたん おし
仕事を分けたり、簡単にしたりします。教
えるときは手順や見本を見せて、繰り返し
練習してもらう工夫をします。

● 精神障がいのある人へ

せいしんてき ふたん じかん
精神的な負担にならないよう、時間をかけて
丁寧な作業を教えます。通院や服薬などの
体調管理に気を配ります。



だれでも 情報を知ることができるよう、また、障がいのある人とない人がコミュニケーションをとれるように、障がいに応じた支援をします。

じょうほうていきょう じゅうじつ
① 情報 提供 の 充実

- 点字や音声などを使って情報を伝えます。市のホームページを見やすく分かりやすくします。
- 生活に必要な福祉サービスなどの情報を分かりやすく伝えます。

ほしょう すいしん
② コミュニケーション 保障 の 推進

- 聞こえない人などが他の人とコミュニケーションがとれるように手話通訳者などを派遣します。
- 必要な情報が障がいのある人にきちんと伝わるように、障がいに応じた支援をします。

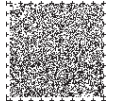
しょしんしゃむ しゅわこうざ
初心者向け手話講座

エスピー おんせい
S P (音声) コード

本誌、左右下方に表示されている「S Pコード」も情報を伝えるための手段です。専用の装置を使って内容を読み上げます。視覚に障がいのある人へ情報を伝えるための手段の一つです。



エスピー
【S Pコード】



障がいのある人が社会とのつながりを持てるように支援します。障がい者団体や本人の活動を支援し、スポーツや文化活動を広めます。

がいしゅつしえん
① 外出 支援

- 移動することが難しい人の外出を支援します。
- 電車やバスの運賃や車の改造するのにかかるお金などを助成します。

はままつししょうがいしゃ
浜松市 障害者
たいかい
スポーツ大会

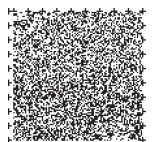


ちいきかつどう さんか そくしん
② 地域活動への参加の促進

- 地域活動への参加を支援します。障がい者団体や本人活動を支援します。
- 市の取り組みを考えると、障がいのある人やその家族が参加できるようにします。

ぶんかかつどう よかしえん
③ スポーツ・文化活動、余暇支援

- スポーツや文化活動をしやすいように支援して、障がいのある人のスポーツや文化活動を広めます。



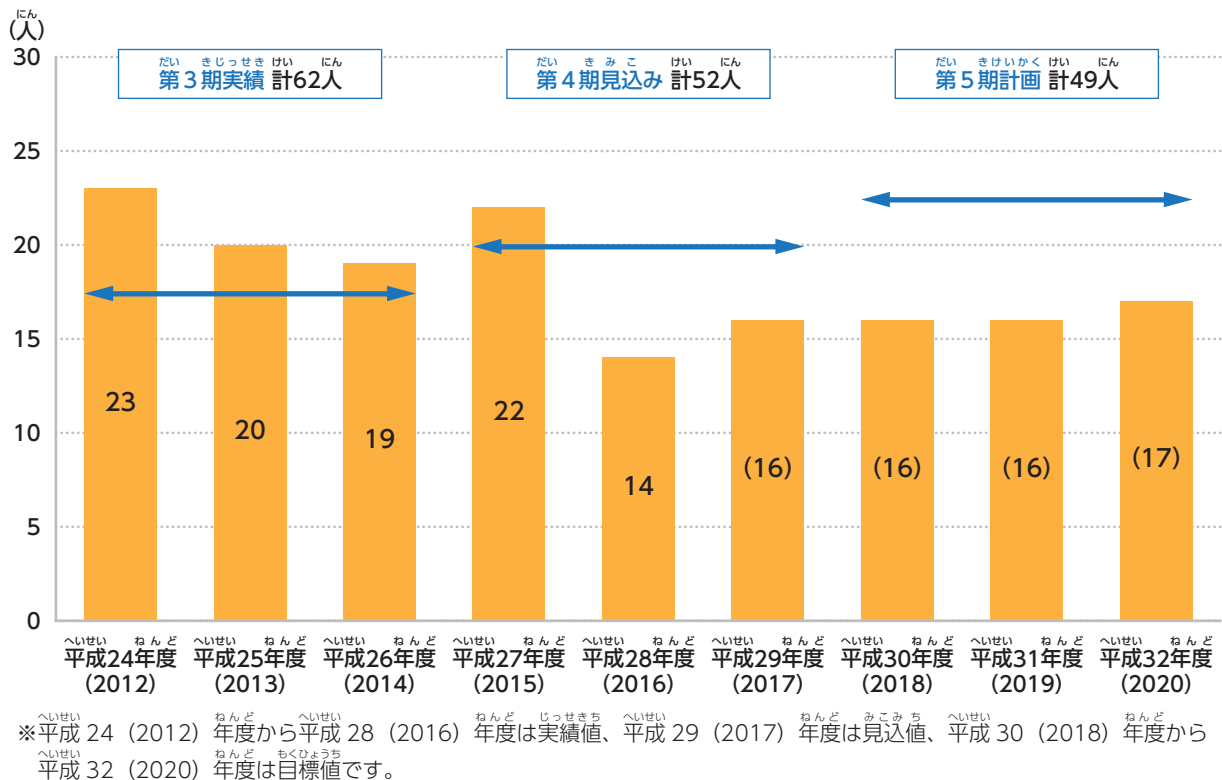
第5期障がい福祉実施計画

第1期障がい児福祉実施計画

平成32(2020)年度までに重点的に取り組む5つの目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

- 本人が希望する地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活への移行を進めます。
- 平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3か年に、施設入所からグループホーム、一般住宅などへ移行する人の数を目標値として設定します。

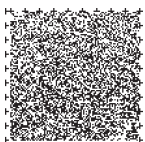


2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるための協議会を設置します。

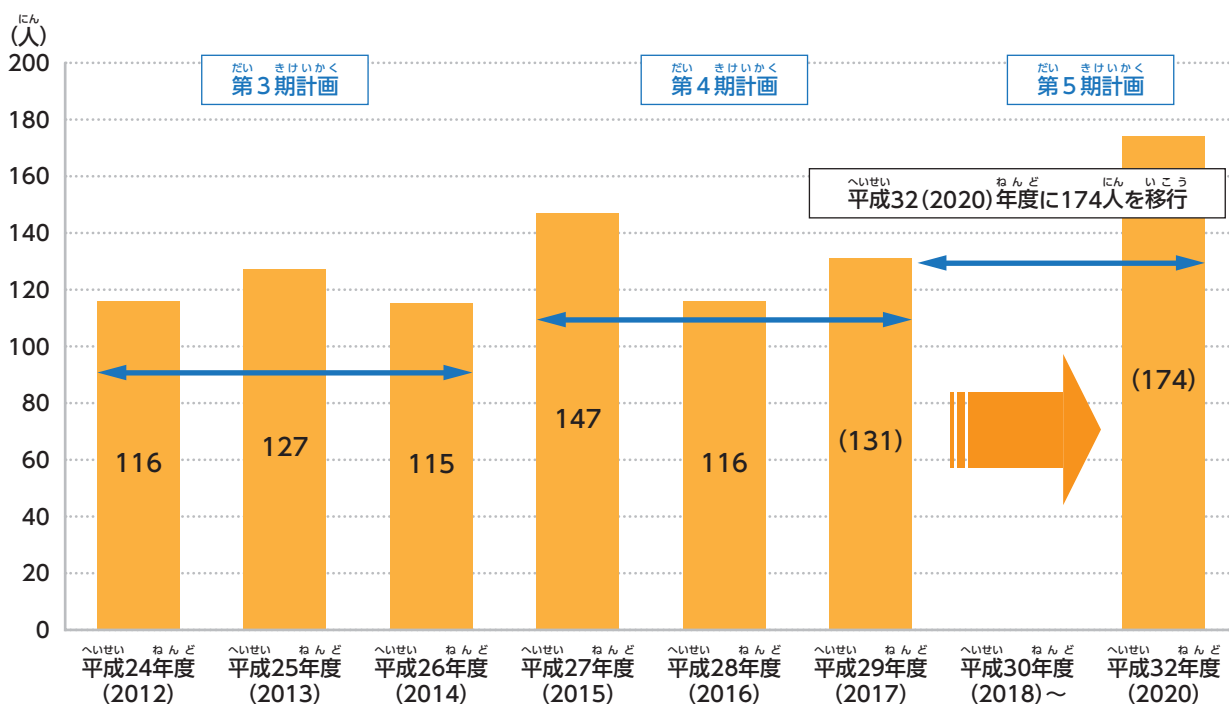
3 地域生活支援拠点の整備

- 障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できるよう、基幹相談支援センターが中心となり、支援の仕組みをつくり実施します。



4 就労支援施設から一般就労への移行

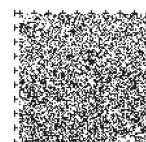
- 自立した生活を送るため、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設などから一般就労への移行を進めます。
- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業など（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32（2020）年度中に就労支援施設などから一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。



※平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までは実績値、平成 29（2017）年度は見込値、平成 32（2020）年度は目標値です。

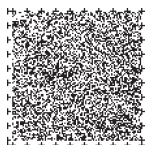
5 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- 医療的ケアが必要な子どもに対し身近な地域に必要な支援が受けられるように、障害児支援などの充実を図っていきます。
- 障害福祉、保健、医療、保育、教育の分野の人々が共通の理解に基づき協働する総合的な支援の仕組みをつくるのが重要であり、医療的ケアが必要な子どもへの支援が学齢期から成人期にスムーズに引き継がれるよう、協議していく場を設けます。

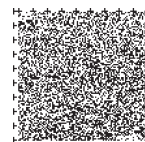


しょうがいふくし 障害福祉サービス

サービスの種類	内容	平成 29 年度 (2017)	平成 32 年度 (2020)
		見込値	計画値
訪問系サービス			
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴やトイレ、食事などの世話をします。	734 人	911 人
重度訪問介護	重い障がいがあり常に世話を必要とする人に、自宅で入浴やトイレ、食事などの世話や、外出するときの移動の手伝いをします。	19 人	19 人
同行援護	目が見えない、または見えにくい人が外出するとき一緒に付き添って、移動の手伝いをします。	120 人	120 人
行動援護	知能の発達に遅れがある人や、精神の病気により行動するのが難しく、世話が必要な人に、行動の世話や、外出するときの移動の手伝いなどをします。	10 人	13 人
日中活動系サービス			
生活介護	常に世話を必要とする人に、施設で、入浴やトイレ、食事などの世話や、ものづくりなどができる場を用意します。	1,476 人	1,574 人
自立訓練 (機能訓練)	自分で、身の回りのことや社会生活ができるよう、からだの機能や生活する能力をより良くするための訓練を、期間を決めて行います。	17 人	17 人
自立訓練 (生活訓練)		100 人	100 人
就労移行支援	働きたい人に、ものづくりやその他の仕事をする場を用意することや、知識や能力をより良くするための訓練を、期間を決めて行います。	281 人	349 人
就労継続支援 A型	一般企業などで働くことが難しい人に、働く場を用意し、給料を支払いながら、能力を活かした仕事をしてもらうことや、知識や能力をより良くするための訓練をします。	612 人	687 人
就労継続支援 B型	一般企業などで働くことが難しい人に、働く場を用意し、能力を活かした作業をしてもらうことや、知識や能力をより良くするための訓練をします。	1,175 人	1,359 人
就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援などを利用した後、企業などへ就職した人が働き続けられるよう、生活面での困りごとなどの相談に乗ることや、職場や福祉事業所との間に入って連絡を取りあう役目を行います。	—	267 人

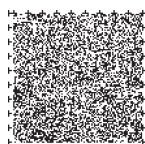


サービスの種類	内容	平成 29 年度 (2017)	平成 32 年度 (2020)
		見込値	計画値
療養介護	病院などへの長期入院による医療的ケアと、常に世話を必要としている障がいのある人に、病院での機能訓練や看護、医学的管理のもとで必要な世話や日常生活の世話をします。	89人	90人
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で世話をしてくれる人が、病気などで世話ができないとき、短期間、施設で入浴、トイレ、食事の世話などを朝から夜まで行います。	558人	658人
居住系サービス			
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する、知能の発達に遅れがある人や精神の病気のある人などに対し、一定の間、見回りのための定期的な訪問や、日時に関係なく必要なときに手伝いをします。	—	21人
共同生活援助	グループホームなどで生活する障がいのある人に、おもに夜間や休日の入浴、トイレまたは食事の世話、日常生活上の手伝いや、相談などをします。	375人	450人
宿泊型自立 訓練	知能の発達に遅れがある人や、精神の病気のある人などに、一定期間、居室を用意して、家事などの日常生活能力をより良くするための手伝いをします。	20人	20人
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、入浴やトイレ、食事の世話などをします。	639人	639人
相談支援			
計画相談支援	相談支援専門員が、障がいのある人に対し、どんな暮らしがしたいのか、どんな障害福祉サービスをどのように利用したいかについて、一人ひとり「サービス等利用計画」(ケアプラン)を作成し、その後の利用状況も確認します。	4,887人	5,548人
地域移行支援	入所施設や精神科病院を出て、地域で暮らすことを希望する人に対し、住む家を見つけるなど必要な手伝いをします。	18人	21人
地域定着支援	入所施設や精神科病院を出るなどして、地域で暮らす人を対象に、自分では対処できない緊急事態が起きたとき、訪問や相談などで助けたり、常に連絡が取れるようにしたり、手助けをします。	72人	108人



児童福祉法に規定するサービス

サービスの種類	内容	平成 29 年度 (2017)	平成 32 年度 (2020)
		みこみち 見込値	けいかくち 計画値
しょうがいじつうしよしえん 障害児通所支援			
じどうはつたつしえん 児童発達支援	しょうがいのある就学前の子どもに対し、日常生活の基本動作や知識などを指導し、集団生活に適應できるように手助けをします。	955 人	1,262 人
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	がっこうに通う、発達に注意が必要な子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活する能力をより良くするための訓練を行うことや、放課後の居場所や友達づくりを行います。	1,310 人	1,953 人
ほいくしよとうほうもん 保育所等訪問 支援 (年度の合計)	はつたつちゆういひつようこがよちえんほいくしよほうもん発達に注意が必要な子どもが通う幼稚園や保育所などを訪問し、集団生活に適應できるよう専門的な手助けをします。	743 人	985 人
きょたくほうもんがたじどう 居宅訪問型児童 発達支援	おもいしょうがいがあつねにせわを必要とする、外出が困難な子どもに対し、家庭を訪問して日常生活の基本的な動作の指導など、発達の手助けをします。	—	5 人
しょうがいじにゆうしよしえん 障害児入所支援			
ふくしがた 福祉型	しょうがいのある子どもを施設に入所させ、食事、トイレ、入浴などの世話、相談や助言などを行います。また、身体能力や日常生活能力を保ち、より良くするための訓練やレクリエーション活動などへの参加、コミュニケーション力を手助けするなど、様々な手助けをします。	46 人	46 人
いりやうがた 医療型	しょうがいのある子どもを施設に入所させ、病気の治療や看護、医学的管理のもとでの食事、トイレ、入浴などの世話、相談や助言などを行います。また、身体能力や日常生活能力を保ち、より良くなるための訓練やレクリエーション活動などへの参加、コミュニケーション力を手助けするなど、さまざまな手助けをします。	26 人	26 人
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	しょうがいのある子どもがしょうがいじつうしよしえんりよう「障害児通所支援」を利用するときに、「しょうがいじしえんりようけいかくつうしよしえんごいってい」期間ごとに利用状況を確認し、「しょうがいじしえんりようけいかくみなおし」を行います。	2,628 人	3,699 人



しょう しゅるい はままつし じょうきょう 障がいの種類と浜松市の状況

しんたいしょう 身体障がい

視覚障がい：見えにくい、または見える範囲が限定されることにより移動などに支援が必要な場合があります。

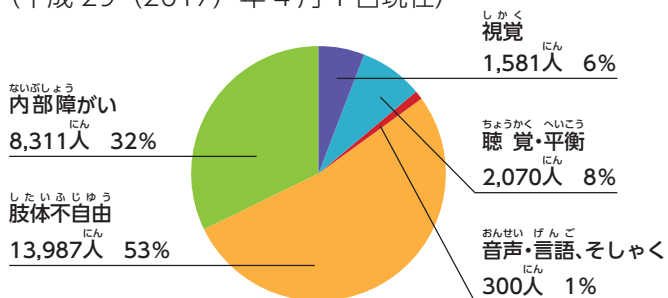
聴覚障がい：聞こえない、または聞こえづらいことにより、手話や筆談など、コミュニケーション手段に配慮が必要です。

肢体不自由：不自由な部位によって、歩く、物を持ち上げるといった日常生活の動作が困難なことがあります。

内部障がい：心臓や腎臓、呼吸器などの機能障がいによって、日常生活の活動が制限されることがあります。

はままつし じょうきょう 浜松市の状況

身体障害者手帳を持っている人は、26,249 人います。
(平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在)



はったつしょう 発達障がい

脳機能の障がいであり、言葉やコミュニケーション能力、不注意や多動、特定の学習能力など、ある特定の分野が苦手です。自閉症やアスペルガー症候群、学習障がい (LD)、注意欠陥多動性障がい (ADHD) などがあります。

はままつし じょうきょう 浜松市の状況

市内公立小中学校の通常学級に在籍する、発達障がいがあると思われる生徒は、小学校では 7.3%、中学校では 4.3%、全体では 6.3% となっています。

(平成 28 (2016) 年の教育委員会指導課教育総合支援センターによる浜松市の発達支援教育に関する調査)

ちてきしょう 知的障がい

知能に発達に遅れがあり、その程度によってコミュニケーションやお金の計算などの日常的な事柄が苦手な場合があります。

はままつし じょうきょう 浜松市の状況

療育手帳を持っている人は、6,650 人います。
(平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在)

せいしんしょう 精神障がい

統合失調症・うつ病などの気分障がいや、アルコール・シンナーなどの精神作用物質による精神疾患が原因となつて起こります。心身が疲れやすく、判断が苦手な場合があります。通院・服薬の管理が必要です。

はままつし じょうきょう 浜松市の状況

精神疾患の通院医療助成を受けている人は 10,861 人います。
(平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在)

こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がい

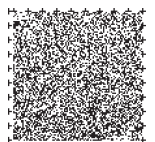
ケガや病気による脳の損傷により、記憶、注意などの認知機能の障がいや感情コントロールが低下するなどの症状が起こる場合があります。

なんびょう 難病

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病を難病と呼びます。個人の疾患、症状によって配慮が必要となります。

はままつし じょうきょう 浜松市の状況

厚生労働省が指定する 331 疾患に対する医療費の助成を 5,897 人が受けています。
(平成 29 (2017) 年 3 月 31 日現在)



けいかく
計画の
じつげん
実現に
む
向けて

この計画は、障がいのある人やその家族を含むたくさんの市民や障がい者団体などの意見を聴いて、障がいのある人を支援する人たちが集まり浜松市と協力してつくりました。
計画の実現に向けて、市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。みなさんのご協力をお願いします。

“**支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って
安心して暮らすことができるまち**”

市 民

地域のことを一番知っているのは、そこに暮らす市民です。一人ひとりを大切に、お互いを助け合うという考えのもと、障がいがあってもなくても、主体的な参加をお願いします。

福祉サービス事業者

障がいのある人が自分で選んで決めることを大切にしたい支援をお願いします。浜松市や関係する機関と協力して、障がいのある人の暮らしのサポートにご協力ください。

浜 松 市

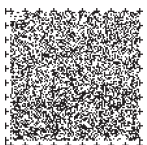
市民にとって最も身近な自治体として、市民の声を広く聴きながら取り組みます。また、市民が参加しやすい環境の整備や参加が困難な人の声を聴くための仕組みをつくりま

企 業

働きたい障がいのある人の積極的な雇用をお願いします。浜松市や関係する機関と協力して、障がいのある人が暮らしやすい環境づくりにご協力ください。

民生委員・児童委員
地区社会福祉協議会、
エヌピーオー、障がい者団体
など

障がいのある人とその家族が
気兼ねなく暮らし、地域活動に
参加できる地域づくりにご協力
ください。



第3次浜松市障がい者計画 わかりやすい版

発行／浜松市 〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2
監修／健康福祉部 障害保健福祉課
TEL (053) 457-2034 FAX (053) 457-2630
発行日／平成 30 年 3 月